

第2部

地域の不拡散問題と日本の取り組み

第1章 北朝鮮

第2章 中 東

第3章 インド、パキスタン

地域の不拡散問題と日本の取り組み

第1章 北朝鮮

1. 朝鮮半島を巡る最近の情勢

北朝鮮をめぐるのは、2002年9月の「日朝平壤宣言」などの前向きの動きも見られたが、2002年10月、米国政府の訪朝団に対し北朝鮮がウラン濃縮計画を有していることを認めたことを契機として、北朝鮮の核問題が再び深刻になった。2003年1月には、北朝鮮はNPTから脱退することを通告し、2003年2月に開かれたIAEA理事会では、北朝鮮のIAEA保障措置協定の違反が認定され、安保理に報告されるに至った（詳細は次項参照）。その後も、北朝鮮は、「合意された枠組み」の下で凍結していた黒鉛実験炉を再稼働させ、自らの「核抑止力」を強化する旨述べている。また、北朝鮮のミサイル分野での活動もあり、北朝鮮のこうした問題は、朝鮮半島のみならず、北東アジア地域における安全保障上の脅威になっている。

このような状況の中で、北朝鮮の核問題の平和的解決に向けた様々な外交努力が継続して行われてきた。その一環として、2003年8月27-29日、北京において、第1回六者会合（日本、米国、中国、韓国、ロシア及び北朝鮮）が開催された。日本としては、北朝鮮の核問題は、国際社会全体、特に日本を含む北東アジア地域の平和と安定を脅かすものであり、かつ国際的な核不拡散体制への重大な挑戦であり、絶対に容認できないとの立場から、北朝鮮が全ての核計画を完全、検証可能かつ不可逆的な形で廃棄しなければならないことを主張している。この六者会合の最終日には、ホスト国の中国の代表である王毅外交部副部長が、①対話を通じて核問題を解決すること、②朝鮮半島を非核化すること、③北朝鮮の安全保障上の懸念も考慮すること、④状況を悪化させる言動をとらないこと、⑤これからも六者会合を継続していくこと、等が参加国の共通点であったことを総括した。

また、2004年2月25日-28日、北京において開催された第2回六者会合では、核問題に関し率直かつ実質的な意見交換が行われた。この会合を通じ、核問題については全体として以下のような成果が得られ、一歩前進の方向が見られた。

- －関係六者の間で、朝鮮半島の非核化が共通の目標であることを改めて確認した。
- －北朝鮮による、全ての核計画の完全、検証可能かつ不可逆的な廃棄の重要性につき、多くの参加者の間で認識が深まった。
- －いわゆる「調整された措置」という形で核問題に取り組んでいく旨一致した。
- －2004年6月末までに北京で第3回会合を開催すること、及び、その準備のため作業部会を設置することで認識が一致した。

ただし、特に以下の2つの論点については六者間の立場の違いが依然大きく、今後の展開については予断を許さない状況にある。

- －日米韓は、北朝鮮に対し、「全ての核計画」の完全、検証可能かつ不可逆的な廃棄を求めていくとの立場であるが、北朝鮮は、廃棄の対象を「核兵器計画」に限定すべきであるとの立場であり、原子力の平和的利用は認められるべきであると主張。
- －ウラン濃縮計画につき、日米韓は北朝鮮に対し同計画の存在を認めるべしと主張しているが、北朝鮮はこれを否定した。

日本は、「対話と圧力」を基本として、北朝鮮の問題の解決に向けて取り組むこととしている。日本の基本方針は、日朝平壤宣言に基づき、核やミサイル等の安全保障上の問題並びに拉致問題を包括的に解決し、北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実施するという一貫している。現在、北朝鮮の核問題は主に六者会合のプロセスに

において議論されているが、引き続き、IAEA、NPT等の多国間の枠組みでも、国際社会が一致して、核兵器の開発は北朝鮮の利益にならず孤立を招くだけである、完全、検証可能かつ不可逆的な形で核計画を廃棄すべきである、とのメッセージを北朝鮮に伝え続けることが重要である。

2. 核兵器不拡散条約（NPT）・国際原子力機関（IAEA）における北朝鮮をめぐる動き

北朝鮮は、1993年3月12日、NPT脱退を安保理に通知したが、通知後3カ月目に当たる同年6月12日（NPT第10条1では、脱退の通知期間を3カ月前と定めている）の直前の6月11日、「NPT脱退発効の中断」を表明する米朝共同声明が発表され、北朝鮮はNPTにとどまることとなった。

しかしながら、2002年10月に米国政府の訪朝団に対し、ウラン濃縮計画を有していることを認めたことを契機とした核問題の高まりの中で、北朝鮮は、12月には、核凍結解除及び核施設の稼働と建設の即時再開を発表し、黒鉛実験炉、燃料加工工場及び使用済み燃料再処理施設において、IAEA保障措置のための封印を撤去するとともに、監視カメラの機能を停止させ、IAEA査察官の国外退去等の措置をとった。2003年1月10日には、再び国連安保理議長宛に書簡を発出し、「1993年の脱退発効の中断の解除」、すなわちNPT脱退の意図を表明した。これを受け、日本は、同日直ちに、外務大臣談話を発表し、「今般、北朝鮮がこのような決定を行ったことは、極めて遺憾であり、重大な懸念を有している。（中略）わが国としては、北朝鮮が今般の決定を直ちに撤回し、核開発計画を廃棄するための迅速な行動をとることを強く求めていく。」旨表明した。また、同月6日、IAEA特別理事会が開催され、北朝鮮に対して核兵器計画の廃棄に向けた行動をとるよう求める決議を採択した。さらに2月12日には、再度IAEA特別理事会

が開催され、日米韓が中心となって働きかけた結果、北朝鮮の保障措置協定の違反等を国連安保理及び総会に報告すると
の決定を含む決議が採択された。国連安保理は、本件に関する IAEA 事務局長の書簡を受領し、4月9日には、安保理非公式協議において本件が取り上げられた（ただし、それ以降実質的な審議は行われていない）。IAEA 理事会は、3月にも開催され、北朝鮮の核問題について議論が行われた。

こうした状況の中、2003年4月～5月にかけてジュネーブにて開催された2005年NPT運用検討会議第2回準備委員会では、北朝鮮の核問題が主要なテーマの一つとして取り上げられた。日本をはじめとする各国は、北朝鮮の核開発に関し懸念を表明するとともに、北朝鮮によるNPT脱退の決定は国際的な核不拡散体制に対する深刻な挑戦であるとして、核兵器計画の廃棄やNPT上の義務である保障措置を遵守すること等を求めた（第3部第1章第3節「2005年NPT運用検討会議プロセス」参照）。

また、2003年6月3日に開催されたG8エビアン・サミットにおける「大量破壊兵器不拡散宣言」、6月18日に開催されたARF閣僚会合における議長声明や7月24日に開催されたASEM外相会合における議長声明等においても、相次いで核兵器計画の廃棄や北朝鮮のNPT脱退の撤回を求めた。

IAEA 場では、引き続き、2003年6月の理事会において本件が議論されたほか、9月のIAEA総会では、北朝鮮がIAEA保障措置協定を完全かつ実効的に実施することを受け入れ、検証におけるIAEAの役割を維持し、全ての核兵器計画を完全、検証可能かつ不可逆的な形で廃棄することを強く促す決議が採択された。

3. 北朝鮮の核問題と朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）

1994年の米朝間の「合意された枠組み」を受けて、1995年3月に日米韓3カ国によりKEDOが設立された。KEDOは、北

朝鮮における軽水炉プロジェクトの資金手当て及びその供与、北朝鮮の黒鉛減速炉の運転・建設の凍結に伴う暫定的な代替エネルギーの供与を目的とした国際機関である。しかしながら、2002年10月に北朝鮮がウラン濃縮計画を認めたことを契機として北朝鮮の核問題が深刻化したことを受けて、KEDO理事会は2002年11月、北朝鮮に対し、核兵器計画を目に見え、かつ検証可能な形で迅速に廃棄するよう求めるとともに、12月以降の重油供給を停止する旨の声明を発出した。その中で、KEDO理事会は、将来の重油供給が、北朝鮮がウラン濃縮計画を完全に廃棄するための具体的かつ信頼できる行動をとるか否かにかかっている旨明らかにし、その後も北朝鮮側に前向きな対応を取るよう強く促したが、北朝鮮は引き続き前向きな対応を示さなかった。このため、KEDO理事会は、軽水炉プロジェクト継続の基礎が失われたと判断し、2003年12月1日から1年間、同プロジェクトを「停止」することを決定し、11月21日に同決定を公表した。プロジェクトの将来については、1年間の「停止」期限が過ぎる前に、理事国が協議を行い、決定することとなっている。

(参考) 北朝鮮は、1993年3月、核兵器開発の疑惑のある施設に対するIAEAの特別査察を拒否し、NPTからの脱退を表明した。これに対して、1994年6月には、国連安保理において北朝鮮制裁決議につき非公式の協議が行われた。このような動きを受けて、米国と北朝鮮は、同月のカーター米元大統領と金日成（キム・イルソン）主席との会談等を経て、同年10月、「合意された枠組み」に署名した。これにより、北朝鮮は、NPT締約国にとどまるほか、IAEA保障措置協定上の義務履行を通じた検証措置の受け入れ、既存及び開発中の核施設の凍結・解体等を行うこととなり、米国は、出力合計約2000メガワットの軽水炉（出力約1000メガワットの軽水炉2基）を北朝鮮へ供与する枠組みを構築し、また、第1基目の軽水炉完成までの間、代替エネルギーとして年間50万トンの重油を供与することとなった。

1995年3月、日米韓3カ国は、KEDO理事会メンバーとして、「朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）の設立に関する協定」に署名し、KEDOが正式に発足した（その後、EUが1997年9月に理事会メンバーとして加盟）。また、1995年12月、KEDOと北朝鮮との間で軽水炉プロジェクトに関する供給取極が締結された。その後、1999年12月に、KEDOと韓国電力公社（KEPCO）間の主契約が締結され（2000年2月発効）、2001年9月より軽水炉本体設置のための工事が開始され、翌2002年8月、軽水炉建屋基礎部分へのコンクリート注入が行われた。

4. ミサイル問題

北朝鮮のミサイル開発は、核問題とも相俟って、アジア太平洋地域だけではなく、国際社会全体に不安定をもたらす要因となっている。

このような状況の中で、日米韓三国は緊密に協調してミサイル問題に対処してきている。米クリントン政権下の米朝関係においては、1999年に北朝鮮側がミサイル発射モラトリアムを発表した後、米朝間でミサイル協議が行われ、2000年10月のオルブライト米國務長官訪朝の際にも、金正日総書記他と、ミサイル問題全般について議論が行われた。その後、ブッシュ政権下においては、対北朝鮮政策の包括的見直しが行われ、北朝鮮のミサイルについては、検証可能なミサイル活動の抑制及びミサイル輸出の停止が対北朝鮮政策の方針の一つとして掲げられている。日朝間では、2002年9月の日朝首脳会談の結果を踏まえて署名された日朝平壤宣言において、北朝鮮は、ミサイル発射モラトリアムを2003年以降も更に延長していく意向を表明し、ミサイル問題を含む安全保障上の問題の解決を図ることの必要性を確認した。その後、2002年10月にマレーシアで行われた日朝国交正常化交渉において、日本は、日本を射程に入れているノドン・ミサイルのうち既に

配備済みのものの廃棄等について、北朝鮮側の具体的で前向きな措置を求めた。

しかし、2002年12月、イエメン沖で、北朝鮮によるスカッドミサイルの輸出が発覚し、また、2003年1月、チェ・ジンス在中国北朝鮮大使がミサイル発射モラトリアムを取り消す可能性を示唆するなど、北朝鮮の弾道ミサイル問題に関する懸念は増大している。

2003年8月、北京で開催された六者会合において、日本は、日朝平壤宣言に基づき、北朝鮮の弾道ミサイル問題を含む諸懸案を解決すべき旨を主張した。同会合の議長総括においては、「六者会合の参加者は平和的解決のプロセスの中で、状況を悪化させる行動をとらないことに同意した」との言及がなされている。

このほかに、ミサイル技術管理レジーム（MTCR）や弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）を通じて、ミサイル及び関連技術の不拡散政策協調を図っている。また、北朝鮮とミサイル分野で協力関係にあると見られる国に対し、協力を一切断つように働きかけ、さらにはグローバルな規範を強化していくことも重要である。

(参考1) 北朝鮮のミサイル開発の経緯

北朝鮮は、80年代半ば以降、スカッドミサイルなどを生産・配備するとともに、中東諸国などにこれらのミサイルを輸出してきていると見られている。また、90年代に、より長射程の弾道ミサイル開発に着手したと考えられ、1993年5月に行われた日本海に向けての弾道ミサイルの発射においては、ノドン（推定射程距離1300km）が使われた可能性が高い。さらに、1998年8月には、北朝鮮が発射したテポドン1（推定射程距離1500km以上）を基礎とした弾道ミサイルが、日本の上空を飛び越える形で、太平洋側に着弾した。北朝鮮の弾道ミサイル開発については、その詳細についてはなお不明な点が多いが、同国は、軍事能力だけではなく、政治外交的観点などからも、弾道ミサイル開発に高い優先度を与えていると考えられる。

北朝鮮の弾道ミサイル開発の進展の背景には、外部からの各種の資材・技術の流入の可能性が考えられ、また弾道ミサイル及び関連技術の北朝鮮からの移転・拡散が行われている可能性も指摘されている。

(参考2) 北朝鮮による地对艦ミサイルの発射

2003年2月及び3月、北朝鮮東北部海岸地域からミサイルが発射されたが、いずれも弾道ミサイルではなく、射程距離100km程度の射程の短い地对艦ミサイルであったと考えられている。

5. 生物・化学兵器問題

北朝鮮は1987年3月に生物兵器禁止条約を批准したが、一定の生物兵器生産基盤を有しているとの見方がある(2003年1月の米CIA議会報告等)。北朝鮮は化学兵器禁止条約(CWC)に加入しておらず、既に化学兵器を保有しているとの見方もあり(同報告書等)、2003年9月、フィルテル化学兵器禁止機関(OPCW)技術事務局長が来日した際、川口外務大臣等との間で、北朝鮮が化学兵器禁止条約に加入することの重要性について話し合われている。

6. 北朝鮮の違法行為等に対する日本の取り組み

日本は、北朝鮮による違法行為の厳格な取り締まりを行ってきている。例えば、新潟港に寄港した万景峰号に対し、船の安全性の検査、通関検査等を関連法規に基づき厳格に行うなど、北朝鮮の船舶に対し現行法規の下で可能な検査等を厳格化した。また、輸出管理の面においても、2002年4月に導入した、大量破壊兵器及びその運搬手段の開発に用いられる懸念がある物資の輸出を規制するための「キャッチオール規制」の運用強化に取り組んでいる。その結果、いくつかの北朝鮮向けの不正輸出を防止、摘発した。

(参考) 日本の企業による、北朝鮮向けの大量破壊兵器及びミサイルに関連した機器等の不正輸出の一例

2002年11月、株式会社明伸が、核兵器開発（ウラン濃縮）への転用が懸念される直流電源安定化装置3個の北朝鮮向けの輸出を試みたところ、キャッチオール規制に基づき、経済産業大臣の許可を申請すべき旨通知を受けた。しかし、同社は許可の申請を行わず、2003年4月、タイを經由し北朝鮮に対し迂回輸出を試みたところ、日本の要請を受けた香港税関に差し押さえられた（2004年2月に有罪判決）。

第2章 中 東

イラン

1. 核問題－総論－

イランは、1970年にNPTに加入し、1974年には国際原子力機関（IAEA）との間で包括的保障措置協定を締結した。IAEA追加議定書については、2003年12月に署名済みであるが、2003年12月末現在批准は行われていない。

イランは、従来より、ロシアの協力の下、ブシェールに100万キロワット級の軽水炉の建設を進めるなどの活動を行ってきた。2002年8月、ナタンズ及びアラクにおける大規模原子力施設の建設が発覚したことを皮切りに、イランの核問題はIAEA等の場で大きく取り上げられ、日本をはじめ国際社会は強い懸念を表明した。IAEAとの協議や検証活動を通じて、イランが長期間にわたり、ウラン濃縮やプルトニウム分離を含む原子力活動をIAEAに申告することなく繰り返していたことが明らかになった。

これに対し、イランは、核兵器開発の意図はなく、すべての原子力活動は平和目的であると主張しており、2003年10月にIAEAに対して、自らの原子力活動に関する包括的かつ正確と期待される申告書を提出した。また、2003年12月には追加議定書に署名し、批准手続きの開始・暫定的な実施を決定したほか、ウラン濃縮関連活動及び再処理活動を自発的に停止することを決定するなど前向きな対応も見せている。

日本としては、イランの核問題がIAEAの場を通じて解決することを願っており、そのための努力を行っている。

2. IAEAの場を中心とした核問題の動き

2002年8月、イランの反体制派組織であるイラン国民抵抗評議会は、イランがナタンズに大規模なウラン濃縮施設、ア

ラクに大規模の重水製造施設を秘密裡に建設していることを明らかにした。イラン政府は、これらの施設の建設を認めた
が、すべての原子力活動は平和目的である旨主張した。

2003年2月に、エルバラダイIAEA事務局長がイランを訪問した際、イラン政府はナタンズのウラン濃縮施設を正式にIAEAに申告した。これ以降、IAEAによる検証活動が行われ、1991年にイランが中国から未申告で天然ウランを輸入し、金属ウランに加工するなどの様々な活動を行っていたことが明らかとなった。こうした事実を踏まえ、2003年6月に開催されたIAEA理事会は、議長総括を発出し、イランに対する懸念を表明するとともに、イランに対して、IAEAとの完全な協力、即時かつ無条件の追加議定書の締結及び履行を要求し、さらに、信頼醸成措置として、ナタンズのウラン濃縮試験施設を稼働しないよう促した。

2003年9月に開催されたIAEA理事会では、日本、オーストラリア、カナダが共同提案した決議が採択された。この決議は、イランに対して、2003年10月末までに問題点を是正しIAEAと協力すること、追加議定書を即時かつ無条件に署名、批准、完全履行し、批准前から追加議定書に従って行動すること、ウラン濃縮関連及び再処理活動を停止することを要求するものである。

イランは、当初9月決議採択の場からは退席したが、2003年10月、英仏独外相のイラン訪問の際に、決議の要求事項を実質的に受け入れる決定を行ったことを発表し、その後、イランの現在及び過去の原子力活動に関し、包括的で正確と期待される報告書をIAEAに提出した。

イランがIAEAに報告書を提出するなど積極的に協力する姿勢を示したことにより、IAEAの検証活動に一定の進展が見られ、IAEA事務局長は11月理事会に対し報告書を提出した。その報告書には、イランが長期間にわたり、カライ電器工場そ

の他の様々な場所で、ウラン濃縮やプルトニウム分離を含め、核物質を用いた転換や加工、照射といった原子力活動をIAEAに申告することなく繰り返し行っており、IAEA保障措置協定の義務に明白に違反していたことが盛り込まれている。

これを受けて、2003年11月に開催されたIAEA理事会では、イランの過去の不備や違反を強く遺憾とするとともに、イランの積極的な協力を歓迎し、イランが9月理事会決議に沿って行った決定を実行するよう求め、更なる重大な不備が発覚した場合には、理事会が、IAEA憲章及びIAEA保障措置協定に従って、とり得るすべての選択肢について検討すること等を内容とする決議が採択された。

事務局長は、11月に提出した報告書の中でも、現在までのところ、過去の未申告の核物質及び原子力活動が核兵器計画と関連しているものであったとの証拠はないが、イランの原子力活動が専ら平和目的であるとの結論を得るには一定の時間が必要であると述べており、イランが現在及び過去の原子力活動についてすべてを正確に申告したかどうかについては、IAEAによる検証作業が続いている。

3. ミサイル問題

イランは、弾道ミサイルのシャハーブ3の開発を行い、1998年7月、2000年7月、9月に発射実験を行った。さらに、イランは2003年7月7日、同ミサイルの発射実験を行った後、同月20日、ハネメイ最高指導者（国軍最高司令官）が革命ガード空軍の式典で同ミサイルの配備宣言を行った。このようなイランのミサイル活動に対し、日本は、これまで、外務報道官談話でイランのミサイル発射実験に対する遺憾の意を表明したほか、日イラン外相会談や軍縮不拡散協議の場で、弾道ミサイル活動を自制するようイラン側に働きかけてきた。また、イランと北朝鮮によるミサイル協力関係についての報道

等もあり、日本は、日本の安全保障の観点から、イランに対して北朝鮮とのミサイル協力を行わないようイランに働きかけてきた。今後も様々な形でイランのミサイル活動の自制を促していく予定である。

イラク

1. 湾岸戦争後の大量破壊兵器査察とその中断

1990年8月、イラクはクウェートに侵攻したが、安保理決議678（1990年採択）に基づく多国籍軍による武力行使（湾岸戦争）の結果、1991年、イラクはクウェートから撤退した。安保理決議687（停戦決議、1991年採択）により停戦の条件が示され、イラクはこの条件を受け入れ、停戦が成立した。

安保理決議687は、停戦の条件として、大量破壊兵器、その運搬手段である弾道ミサイル（射程距離150km超）、及びその関連施設等を国際的監視下で廃棄することを挙げており、イラクもこれを受け入れている。

また、安保理決議687により、イラクの大量破壊兵器及びミサイルの脅威を除去することを目的として国連イラク特別委員会（UNSCOM）が設立され、国際原子力機関（IAEA）とともに、大量破壊兵器の廃棄に対する監督、査察等が実施された（UNSCOMは化学・生物兵器と弾道ミサイルを担当し、IAEAは核開発を担当した）。

査察活動等の結果、大量の化学兵器や弾道ミサイルが廃棄されたほか（イラクは、イラン・イラク戦争等において実際に大量破壊兵器（化学兵器）を使用してきた）、イラクがそれまで否定していた核兵器と生物兵器の開発も明らかとなった。特に核兵器に関しては、イラクは核兵器不拡散条約（NPT）やIAEA保障措置協定を締結しているにも関わらず、これらの条約・協定に違反して秘密裡に核兵器開発を進めていたことが明らかになった。

このように、UNSCOMによる大量破壊兵器の廃棄の監督、査察等はある程度進んだが、その間もイラクは、安保理決議687の義務に反して査察団に対する虚偽の報告・妨害等を繰り返した上、ついに1998年10月にはイラクはUNSCOMとの全ての協力停止を決定し、その結果、査察団はイラクから撤退した。



UNSCOMの下で廃棄される大量のマスタード弾 (UN/DPI)

2. UNMOVIC の設立と査察の再開

1999年12月、イラクの大量破壊兵器とその査察を巡る問題に対し、安保理は決議1284を採択した。同決議により、UNSCOMに替えて、新たに強化された継続的な監視及び検証の制度を運用する組織となる「国連監視検証査察委員会 (UNMOVIC)」の設立等が決定された。また、UNMOVIC委員長には、ブリックス元IAEA事務局長が就任した。

しかし、イラクは引き続きUNMOVICによる査察受け入れを拒否し続け、国連とイラクの間において対話等が行われたものの、査察再開の合意は容易には得られなかった。2002年9月、

ブッシュ米大統領は、国連総会一般討論演説において、それまでのイラクの安保理決議不履行を指摘し、安保理を通じた問題解決の必要性を強調するとともに、イラクが不誠実な対応に終始する場合には、行動は不可避であるとの考えを示した。イラク情勢が緊迫する中、イラクは、9月16日に無条件の査察受け入れを表明した。これを踏まえ安保理は、イラクに対して最後の機会を与えるため全ての場所に即時・無条件・無制限の査察が例外なく実施されるべく、強化された査察を受け入れることなどをイラクに強く求める安保理決議1441を全会一致で採択（11月8日）した（なお、この安保理決議1441では、イラクは、安保理決議687を含む関連決議に基づく義務に重大な違反を犯していることが決定されている）。

イラクがこの決議の受け入れを表明したことにより、UNMOVIC及びIAEAによる国連査察団は、11月27日、約4年ぶりに査察活動を再開した。

(参考) 安保理決議1441の主要点

- イラクは、これまでも、また依然として、大量破壊兵器の廃棄等を定めた停戦決議687を含む関連安保理決議に違反している。
- イラクに対して、関連安保理決議の下での武装解除の義務を遵守する「最後の機会」を与える。
- イラクが長期にわたり査察の実施を妨害してきた実態を踏まえ、また武装解除のプロセスを完全かつ検証可能な方法で完了させるために、強化された査察体制を構築する。
- イラクは、UNMOVICとIAEAに対し、すべての場所への即時、円滑、無条件かつ無制限のアクセス、並びにすべての政府職員等に対する即時、円滑、無制限かつ余人を交えないアクセスを付与することを決定する。
- イラクの申告書に虚偽や省略があった場合及びイラクが決議の履行・実施のための完全な協力を行わない場合には、更なる「重大な違反」があったとみなされ、即時にこれを評価するための安保理会合が開催される。
- イラクによる査察活動の妨害や武装解除の義務の不履行があった

場合には、UNMOVICとIAEAが直ちに安保理に報告し、即座にこれを評価するための安保理会合が開催される。

- この関連で安保理は、イラクに対して継続した義務違反の結果として「深刻な結果」に直面することを繰り返し警告してきたことを想起する。

3. 国連査察団による活動及び報告

査察が再開されて以来、UNMOVIC及びIAEAによる体制は逐次強化され、イラク全土にわたり連日査察活動が行われた。イラクは、過去に査察を拒否してきた大統領宮殿等を含む全ての場所の査察を認め、また、2002年12月には大量破壊兵器の開発・保有に関する申告書や大量破壊兵器計画に関連する科学者リストを提出するなど、一定の対応を示した。しかしながら、2003年1月27日、ブリックスUNMOVIC委員長及びエルバラダイIAEA事務局長は安保理に対し、安保理決議1441に基づく査察について、イラクは手続面での協力はしているが疑惑には応えておらず、大量破壊兵器等に関する疑惑は解消されていないと報告した。また、同報告においては、未申告の化学兵器の空弾頭が発見されたこと、イラクが保有していた弾道ミサイル「アル・サムード2」が調査の結果、安保理決議違反であることが判明したこと等が指摘された。

2003年2月14日、再度UNMOVIC及びIAEAによる安保理報告が行われ、査察に関してある程度の手続き面での進展が見られたとする一方、大量破壊兵器の廃棄という査察目的を達成するためには、イラクからの即時、無条件かつ積極的な協力が不可欠であると総括された。また、3月7日に行われたUNMOVIC及びIAEAによる安保理報告では、イラクはさらに廃棄に関する記録を提出すべきであり、これまでの情報は限られたものである旨改めて指摘された。同時に、UNMOVICから安保理に提出された、29項目の「未解決の武装解除問題」に

関する文書において、UNSCOMによる査察活動の結果指摘された多数の疑惑は、UNMOVICによる査察活動においてもほとんど解明されなかったことが明らかとなった。この文書の中では、例えば VX ガス約 2.4 トン以上、化学爆弾約 6,500 発（化学剤約 1000 トンに相当）、炭疽菌約 1 万リットル、ボツリヌス毒素約 1 万 9000 リットル等の疑惑が指摘されている。そして、3 月 19 日の安保理公開会合においてブリックス委員長は、どのようなアプローチがとられようとも、結果はイラクによる実質面での能動的協力次第である、残された問題の解決に資する実質面での新たな情報はこれまでのところ限られている旨、発言した。

このようなイラクの対応に対し、2003 年 3 月 17 日、ブッシュ米大統領は、フセイン・イラク大統領及びその息子達が 48 時間以内に同国を立ち去らなければ武力行使の結果を招くとの最後通告を行った。3 月 18 日、イラク側が同通告を拒否し、米国に対して徹底抗戦するとの声明を発表したことを受け、米国は、3 月 19 日、英国等と共に対イラク武力行使に踏み切った。なお、国連査察団は、武力行使開始（3 月 19 日）直前の 18 日に、イラクからの撤退を完了して査察活動は中断した。

約 4 カ月にわたるイラクでの活動において、UNMOVIC は 411 カ所の施設に対し 731 回の査察を実施し、IAEA は約 240 回の査察を行った。査察の体制は、最盛期において、UNMOVIC は約 100 名、IAEA が約 15 名であった。また UNMOVIC は、安保理決議違反と認定されたイラク保有の「アル・サムード 2」ミサイル 91 基のうち、66 基（その他、ミサイルエンジン、発射台等を含む）を廃棄した。なお UNMOVIC はイラク側に対して、合計 54 名の科学者等に対するインタビューを要求したが、実際に行われたのは 14 名だけであった。

2003 年 5 月 1 日、ブッシュ大統領は、イラクにおける主要な戦闘は終了したと宣言した。その後、国連査察団によるイ

ラクでの活動は再開しておらず、イラクにおける大量破壊兵器等の搜索は、米英豪の専門家等からなるイラク調査グループ（ISG: Iraqi Survey Group）により実施されており、依然継続中である（2004年3月現在）。



査察状況等に関して意見交換を行う茂木外務副大臣（当時）とブリックスUNMOVIC委員長（当時）（2003年2月、於：ウィーン）

4. 国連査察に対する日本の貢献

日本は、大量破壊兵器の拡散防止という観点から、イラクにおける国連査察団の活動に積極的に協力をすべきとの考えに立って、UNSCOM当時より、査察要員として陸上自衛官の派遣等を実施し、また、倉田英世外務省参与（当時）がUNSCOM委員として1992～99年にかけて活動した。

1999年のUNMOVIC設立以降、数原孝憲外務省参与がUNMOVIC委員（委員長を含む計17名）に任命され、四半期毎に行われる協議会をはじめとした会合の場で、UNMOVICの運営方針策定等のために尽力した。さらにミサイル分野の

専門家である海上及び航空自衛官をUNMOVIC本部に派遣し、化学兵器分野の専門家である防衛庁の技官を査察官として登録した。また、IAEAにおいても、日本人査察官がイラクに派遣され、核開発に関する査察活動を行った。

また、この他の日本人の活躍として、国連職員である植木安弘報道官が、国連よりUNMOVICバグダッド事務所に派遣され、査察団退避までの間、各国記者団等に対し査察の状況などを連日説明してきたことも挙げられる。

リビア

2003年12月19日、リビアのカダフィ指導者及びシャルガム外相は、同国におけるすべての大量破壊兵器計画を廃棄するとともに、国際機関による即時の査察を受け入れる旨の声明を発表した。また、同日、ブッシュ米大統領及びブレア英首相が同旨の発表を行った。これを受け、エルバラダイ IAEA 事務局長は12月27日、核計画にかかる査察を実施するため、IAEA査察団を率いてリビアを訪問した。

また、リビアは、包括的核実験禁止条約（CTBT）を批准し、化学兵器禁止条約（CWC）に加入した（2004年1月）。今般、リビアが行った決定は、大量破壊兵器等の軍縮・不拡散を進めていく上で大きな意義を有するものであり、また、大量破壊兵器等の禁止・制限に関連する国際約束の普遍化を追求してきた日本の政策にも一致するものである。

(参考) 米ホワイトハウスによる2003年12月19日付け ファクトシート概要)

- リビアは、米国及び英国に対し、その核兵器及び化学兵器プログラム並びに生物兵器及び弾道ミサイル関連活動に関する重要な情報を開示した。
- リビアはさらに以下の点を約束した。
 - － 化学兵器及び核兵器プログラムの全ての要素を廃棄する。

- － 全ての核活動を IAEA に申告する。
- － 弾頭搭載量 500kg、射程距離 300km を超える弾道ミサイルを廃棄する。
- － 核兵器不拡散条約 (NPT) の完全な厳守を確保するために国際的な査察を受け入れる。また、IAEA 追加議定書に署名する。
- － 貯蔵及び備蓄された全ての化学兵器を廃棄し、化学兵器禁止条約 (CWC) へ加入する。
- － 上記の活動全てを検証するために、即時の査察及びモニターを認める。

(参考) 小泉総理第 159 回通常国会における所信表明演説から、 関連部分

「昨年（注：2003 年）12 月にリビアが大量破壊兵器の開発計画の廃棄と即時の査察受け入れを決定したことは、大きな意義を有するものです。北朝鮮を含め、他の国にも責任ある対応を強く期待します。テロの防止・根絶及び大量破壊兵器の不拡散に向けた国際的取組に引き続き積極的に参画してまいります。」

その他

イスラエルは中東において核兵器不拡散条約 (NPT) に加入していない唯一の国であり、また、包括的核実験禁止条約 (CTBT)、生物兵器禁止条約 (BWC)、化学兵器禁止条約 (CWC) 等の大量破壊兵器の軍縮・不拡散のための条約も批准していない。またイスラエルは、既に核兵器を保有していると言われていたが、イスラエル政府自身は、核兵器の保有を確認も否認もしないとの立場をとっている。中東諸国は、イスラエルに対し核兵器保有の断念、NPT 加入等を求めた国連総会決議案を提出するなど、一貫してイスラエルの姿勢を批判している。これに対し、イスラエルは、イスラエルの破壊を主要な政策にしている国々に囲まれていることを理由に挙げ、イスラエルのみが軍縮・不拡散を進めることはできないとの立場を堅持している。

日本は、川口外務大臣のイスラエル訪問（2003年4月）、茂木外務副大臣（当時）のイスラエル訪問（同年6月）、シャローム・イスラエル外相訪日（同年8月）等の機会をとらえ、イスラエル側に対し、こうした大量破壊兵器の軍縮・不拡散体制への参加を強く求め、また、中東における大量破壊兵器問題を解決するために、イスラエルがイニシアティブを発揮するよう繰り返し要請している。

また、日本は、大量破壊兵器開発の疑惑があるとされるシリアを含めた中東各国に対し、大量破壊兵器の関連条約への加入等を求めるなど、積極的な働きかけを行ってきている。

（参考）国連総会決議「中東における核拡散の危険」

1. 経緯

第34回総会（1979年）において、イスラエルが対南ア核協力を含む核武装政策を推進しているとして、各国にイスラエルとの核協力中止を要請する旨の決議が採択され、以後同旨の決議が毎年採択されている。本件は従来「イスラエルの核武装」と題する決議で扱われてきたが、第49回総会（1994年）より題名を「中東における核拡散の危険」に変更した。

2. 決議の概要（2003年）

2000年NPT運用検討会議における中東に関する結論を歓迎し、イスラエルが遅滞なくNPTに加入し、核兵器を開発、製造、実験または取得しないこと及び核兵器の保有を断念すること、並びに当該地域の全ての国の間での重要な信頼醸成措置及び平和と安全を促進するステップとして、保障措置下でない施設を全てIAEAフルスコープ保障措置下におくよう要請する。

3. 採択の結果（2003年）

本件決議案はアラブ連盟からなる共同提案国を代表してエジプトによって提出され、次の票決結果にて採択された。

第一委員会 賛成 146（含日本）－反対 3（含イスラエル）－棄権 10
総会本会議 賛成 162（含日本）－反対 2（含イスラエル）－棄権 10

第3章 インド、パキスタン

1. インド、パキスタンの核実験

インドは、従来より、核兵器不拡散条約（NPT）は不平等な内容の条約であって受け入れられないとの立場にあり、国際社会からの呼びかけにも関わらず、NPT加入を拒んできている。また、パキスタンも、インドがNPTに加入しない限り、自国の安全保障上の観点からNPTに加入しないとの立場をとってきている。このような中、1998年5月、インド及びパキスタン両国により相次いで行われた核実験により、国際的な核不拡散体制は重大な挑戦に直面した。包括的核実験禁止条約（CTBT）が、国際的な大議論を経てようやく採択（1996年）されてから僅か2年しか経たない時期に行われたこれらの核実験は、国際的な核軍縮努力に逆行するものとして重く受け止められた。

日本も直ちに官房長官談話を発出して強く抗議するとともに、インド、パキスタン両国に対する一連の経済措置（両国に対する新規無償資金協力の原則停止及び新規円借款の停止等）を実施した。国連の場でも、日本は、インド、パキスタンに最終的に核兵器を放棄し、NPTに無条件に加入すること等を求める国連安保理決議案を関心国と共同で提案し、安保理決議1172（1998年6月）として採択された。また、日本は、G8において、両国に核兵器、ミサイル配備の停止、NPT、CTBTへの加入等を求める首脳及び外相声明の採択に大きく貢献した。さらに、日本はインド、パキスタン両国に対し、様々な機会をとらえて、核軍縮・不拡散に関する日本の立場を繰り返し表明してきた（最近では、川口大臣のインド訪問（2003年1月）、日・パキスタン外相会談（2003年6月）等の機会に、日本の立場を表明してきている）。

このような日本をはじめとする国際社会からの働きかけも

あり、インド及びパキスタンとも1998年6月以降は核実験を再度実施せず、また両国とも核実験モラトリアム（一時停止）を継続する旨表明するとともに、核不拡散上の輸出管理の厳格化を表明した。このように、日本の措置が相応の成果をあげたと考えられたこと、また、テロとの闘いにおけるパキスタンの安定と協力が極めて重要であること及びインドに対し積極的な関与を深めていく必要性等の要素を総合的に考慮し、2001年10月、日本は両国に対する経済措置を停止した。同時に、日本は、今後とも両国に対しCTBT署名を含む核不拡散上の進展を引き続きねばり強く求めていくとともに、核不拡散分野において両国の状況が悪化するような場合には、措置の復活を含めて然るべき対応を検討することを明確にした。

(参考) インドによる最初の地下核実験（1974年）

1974年、インドが最初の地下核実験を行ったことを受け、国際社会は核拡散を現実の問題として認識するようになり、1977年、原子力に関連する品目の輸出管理に関する原子力供給国グループ（NSG）が設立された（第6部第1章第2節参照）。

それ以来、インド政府は一貫して、「核オプションを保持する。」との立場を示してきたが、1998年の政権交代により、「核オプションを行使する。」とより強硬な姿勢を示し、同年5月、地下核実験に踏み切った。

2. 経済措置停止以降の動き

2003年1月、インド政府は安全保障閣僚会議において、核抑止力の構築・維持、核指揮当局による核報復攻撃の運用、核実験のモラトリアム継続等からなる核戦略を決定し公表した。また、2003年9月、核指揮当局は、戦略兵器プログラムを進める上での適切な手段を検討するため、首相が主催する会合を初めて開催した。

また、弾道ミサイルについては、インド、パキスタン両国は発射実験を継続している。

(参考) インドの核戦略 (2003年1月4日公表) の概要

- ① 信頼できる最小限の抑止力を構築し、維持する。
- ② 先制不使用。核兵器はインド領土に対する核攻撃、あるいは場所を問わずインド軍に対する核攻撃への報復として使用される。
- ③ 第一撃への報復核攻撃は、重大で許容できない被害を与えるように行われる。
- ④ 核報復攻撃は、核指揮当局 (NCA: Nuclear Command Authority) を通じた文民の政治的リーダーシップのみにより正当化される。
- ⑤ 核兵器非保有国には、核兵器を使用しない。ただし、生物兵器又は化学兵器によるインド又はインド軍に対する攻撃の際には、インドは核による報復の選択肢を保持する。
- ⑥ 核兵器、ミサイル関連物品、技術の輸出管理を継続し、兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) の協議に参加し、核実験のモラトリアムを継続する。
- ⑦ 世界的、検証可能かつ非差別的な核非武装化を通じ、核兵器のない世界を目指すコミットメントを継続する。

3. 日本の立場

インド、パキスタン両国は核兵器不拡散条約 (NPT) 未締結国である。今やNPT未締結国は、国連加盟国の中でインド、パキスタン及びイスラエルの3カ国のみとなった (但し、北朝鮮は2003年1月脱退を表明)。これら3カ国がNPT体制の外に依然とどまっていることは、NPTの規範性を弱めるものであり、日本はこれら3カ国に対し、NPTに加入するよう再三呼びかけている。

また、包括的核実験禁止条約 (CTBT) 未署名国は、CTBT発効要件国の中でインド、パキスタン及び北朝鮮の3カ国のみとなり、日本はインド、パキスタン両国に対し、CTBT早期署名・批准を求めるとともに、CTBT批准までの間は、核実験モラトリアムを継続するよう求めている。

さらに、インド、パキスタン両国に対し、弾道ミサイルの

開発・実験・配備を最大限自制するよう求めるとともに、大量破壊兵器関連物資・技術の厳格な輸出管理等の取り組みの強化を要請している。

パキスタンについては、北朝鮮等との間でミサイル技術協力、核技術移転にかかる疑惑が指摘されてきた。日本は、このような北朝鮮との問題は、日本の安全保障にも直結し得る問題であるとの認識の下、累次日本の懸念を伝えている。これに対しパキスタンは、例えば2003年6月の日・パキスタン外相会談において、本件関与を否定する一方で、北朝鮮との間ではミサイル技術、核技術の問題以外も含めて基本的に関係を持たないという政策決定を行った旨回答している。

日本は、インド、パキスタンの核政策にかんがみ、日本の原子力技術（特に核兵器開発に転用が可能と考えられるもの）のインド、パキスタンへの移転を防止する措置をとっている（インド、パキスタンからの技術者の受け入れ及び視察等の制限、関連情報の提供の停止等）。また、両国に対する核関連物資の輸出管理も、関連国内法令に基づいて厳格に実施している。

(参考) パキスタンによる核関連技術流出問題

2004年2月、ムシャラフ大統領は記者会見にて、「核開発の父」と呼ばれるカーン博士を含む科学者が、核関連技術の国外流出に関わっていたことを明らかにした。

日本は、パキスタンが本件につき調査を行っていること自体については、核拡散防止のために厳格に取り組もうとしていることの表れであると評価している。しかし、いかなる形であれ、パキスタンから核関連技術が流出したことは、国際社会の平和と安定、核不拡散体制を損なうものであり、とりわけ流出先の一つとされている北朝鮮への流出は、日本の安全保障上の重大な懸念を構成しうるものである。そのため、日本政府はパキスタン政府に対し、遺憾の意を伝えるとともに、本件に関して日本に情報を提供し、再発防止策等を講ずるよう強く求めている（2004年2月末現在）。